

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令案(概要)【職業訓練関係】

近年の国際物流における手続きの複雑化や輸送手段の変化等を踏まえ、職業訓練の「港湾物流科」の実施基準の見直しを行うとともに、「港湾荷役科」における職業訓練指導員（愛称：テクノインストラクター）の安定的な確保のため、港湾荷役科に係る職業訓練指導員試験の受験資格等の見直しを行う。

1. 職業訓練基準の見直し

○高度職業訓練における「港湾物流科」について、科目の一部を以下のとおり改正する。

(現行)

- 学科
物流論、物流機械工学、
情報工学、情報通信システム
- 実技
電気機器実習、データ処理システム実習、
流通システム設計

(改正後)

- 学科
国際物流論、物流機械管理論、
情報データ管理分析、流通情報処理
- 実技
物流機器実習、データベース構築実習、
流通システム実習



2. 職業訓練指導員免許試験に係る基準の見直し

○「港湾荷役科」の職業訓練指導員免許試験について、以下のとおり改正する。

- 職業訓練指導員試験の受験資格を有する者として、以下のいずれかを有する者を追加
 - ①船内荷役作業主任者技能講習修了証 ②揚貨装置運転士免許
 - ③移動式クレーン運転士免許 ④クレーン・デリック運転士免許（限定なし）
- 職業訓練指導員試験における試験科目の免除を受けられる者及びその免除の範囲として、以下のとおり追加

上記①を有する者であって、以下のすべてを有する者 ・大型特殊自動車免許 ・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証 ・玉掛け技能講習修了証	「実技」及び「関連学科」の試験を免除
上記②～④のいずれかを有する者であって、玉掛け技能講習修了証を有する場合	「実技」の試験を免除

※ このほか、「建設機械科」及び「電気工事科」の受験資格及び試験科目の免除に関して、所要の見直しを行う。

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令案(概要) 【キャリアコンサルタント関係】

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、日常生活において「新しい生活様式」の実践が求められている中、オンラインの活用が急速に進展している。こうした状況を踏まえ、キャリアコンサルタントを養成するための講習等について、受講生の感染予防とともに、利便性向上等の観点から、一層のオンライン化を進めていく必要がある。このため、キャリアコンサルタント試験の受験資格として定められている講習(以下「養成講習」という。)及びその受講がキャリアコンサルタントの登録更新の要件として定められている講習(以下「更新講習」という。)のうち技能の維持を図るための講習(以下「技能講習」という。)の実施方法について改正を行う。

改正内容

(1) 養成講習の実施要件の見直し(職業能力開発促進法施行規則の改正)

- ① 養成講習の実施方法について、全体の半分以上を通学の方法によって行うこととしているが、直接の対面による通学に加え、「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法」による通信の方法(以下「オンライン講習」という。)を新たに追加し、全体の半分以上を通学又はオンライン講習によって行うこととする。
- ② 「いずれの科目においても当該科目の全てが通信の方法によらないこと」としているが、この「通信の方法」にオンライン講習を含めないこととする。

(2) 更新講習の実施要件見直し(職業能力開発促進法施行規則第48条の17第1項第1号及び第2号に規定する講習の指定に関する省令の改正)

- 技能講習の実施方法について、全体の半分以上の時間を通学の方法によって行うこととしているが、直接の対面による通学に加え、オンライン講習を新たに追加し、全体の半分以上を通学又はオンライン講習によって行うこととする。

【施行期日】令和3年6月1日を予定